

## エステティシャン試験制度に対する認証審査におけるポイント

当機構は、認証を希望するエステティシャン試験制度に対する認証審査におけるポイントを以下に示す。

審査委員会は、申請書並びに申請書類の内容について「エステティシャン試験に対する認証基準」に基づき各項目ごとに審査を行い、これらの審査結果を総合的に評価する。

### 「認証基準第3項 実施機関の制度実施計画と内容に関する基準」に関するポイント

次の各項に関して、制度の目的を達成するための水準を満たしていることを、実施要領ならびに文書資料により明示できること。

申請機関は、実施する試験制度の実施要領もしくはそれに準ずるものを作成していること。

### 試験受験対象者の範囲の明示

1. 申請機関は、受験対象者の範囲を具体的に明示しており、その範囲は、エステティシャンを職業として希望する者ができるだけ広く受験できるものであること。
2. エステティシャン養成施設において、JEO エステティシャン指針の要件を満たした教育を受けた者であること。
3. 前項と同等の知識と技術を有すると認められるフェイシャルエステティック・ボディエステティック業務に関する実務経験者であること。また、実施機関で定める実務経験者に関する基準についての妥当性を説明できること。

### 試験受験資格取得のために必要な教育の範囲、履修方法、教材・媒体、時間数、履修の記録法、その他の必要事項等の明示

1. 教科課程は、JEO エステティシャン指針に準拠していること。  
必要な教育の範囲は、当機構が定めた「JEO エステティシャン指針」に基づく各科目の教育概要が記載されており、またいずれかの科目にてサービス業としてのホスピタリティの精神を尊重する接客マナーに関する履修が含まれていること。
2. 履修方法は、通学教育・通信教育等の方法、また各教育方法に関しての養成施設・教員等の規則、通信教育等での施設外教育の充当時数等を定めた規則等、が定められていること。また、それぞれの規則を実施するにあたっての妥当性を説明できること。

3. 教材・媒体は、その作成における規則等が定められていること。具体的なものがあればリストを添付し、それら資料を提出すること。
4. 通学教育における教科課程
  - ①授業の1時限は、50分乃至90分を標準とし、適宜実施形態を工夫されていること。各教科の総時間数は、「JE0 エステティシャン指針」に基づいていること。
  - ②全ての課目について、災害等不可抗力により所定の時間の授業が実施できなかった場合に、その所定授業時間を下回ることはないよう補習授業の実施等の措置が講じられていること。
  - ③各教科課目の内容に関する基準は、別添「**エステティシャン養成施設における教科課目のガイドライン**」によるものであること。
  - ④教員は、別表-1によるものであること。
5. 通信課程における教科課程
  - ①教科課目は、JE0 エステティシャン指針に準拠していること。
  - ②通信授業の教科課目の内容の基準及びこれらの教材は、エステティシャンの養成に必要な知識及び技能を修得させるのに適するものであり、別添「**エステティシャン養成施設における教科課目のガイドライン**」に定める教科課目の内容に従ったものであること。
  - ③通信教育の構成は、別添「**エステティシャン養成施設の通信課程における授業方法**」によるものであること。
  - ④通信課程においては、通信授業及び添削指導に係る事務の一部を適当な機関に委託することができる。
6. 学習指導上の留意事項
  - ①エステティシャン養成施設においては、理論、実技理論、実技等について、相互の連携を取り系統的、発展的に指導できるように努めるものとし、学期又は月単位で総合的教育計画を作成し、具体的な指導の目標を明確に示し、運用されていること。
  - ②定期試験等によって、指導の成果を日常的に評価し、必要に応じて個別指導、補習授業、再試験等の方法により、生徒の個性や能力に応じた指導が行われていること。
  - ③通信教育においては、生徒からの質問を随時適切な方法で受け付け、また添削に当たっては、採点、講評、学習上の注意を記入するなどして、十分に指導を行うこと。

## 7. 養成施設卒業の認定

- ①エステティシャン養成施設においては、卒業までに履修すべき教科課目、それらの履修時間数、出席日数、数値化した成績考査等及び通信課程においてはこれらに加えて添削指導の回数等に関する事項を内容とする卒業認定の基準が定められていること。
- ②エステティシャン養成施設においては、生徒が卒業認定の基準を満たした場合には、卒業を認定しなければならないこと。

8. 履修の記録法は、それを実施するための規則、また使用する書式が定められていること。

9. その他の必要事項等については、例えば、教育制度の管理を申請機関以外で行う場合の規則等があれば提出し、その必要性及び実施の妥当性について説明できること。

## 試験における、受験資格、試験の概要、判定基準、判定手順の明示

1. 受験資格は、認証基準 3.1 の範囲の内容を具体的に明記されていること。
2. 試験の概要は、試験の種類・試験実施日・実施時間・願書受付期間・主な出題方法と配点・合格発表方法と時期・合格証等の申請手続方法等が明記されていること。
  - ①受験者の居住地による著しい不利益が生じないように、実施場所、実施日、年間実施回数等について配慮されていること。
  - ②出題範囲は、特定の教科課目に偏ることなく、JE0 エステティシャン指針の示す全ての教科課目を網羅していること。  
これら設問数の配分は全教科課目の授業時間数の割合を逸脱しない範囲内であること。
  - ③筆記試験の出題方法は、正誤選択方式ではなく四肢以上の選択肢より択一方式及び又は記述式であること。
  - ④設問の相対的難易度、出題数、制限時間等に対して適格な合格基準点が設定されていること。
  - ⑤合否判定基準は、実技試験においては具体的な配点及び減点の方法、また、筆記試験においては出題範囲の設問数と採点基準が定められていること。
  - ⑥各試験課目において一定の点数未満の場合、試験が不合格となる最低基準点を設定する等、合格者が全ての教科課目において一定の水準を維持できる工夫がされていること。

- ⑦判定手順は、合否判定までのプロセスについて、試験実施から採点までの試験官の各役割を明記している手順の規則が定められていること。

#### **合否判定の手順、必要な経費の明示**

- ① 合否判定の手順は、最終的な合否を決定する会議等の組織及び規則が定められていること。
- ②必要経費については、受験者が受験から合格証を取得するまでに負担する必要がある総費用が定められていること。 また、その支払時期や支払い方法等が明記されていること。

#### **合格証の発行者の明示**

現在、合格証に発行者として掲示する者の氏名と職名を記載すること。(予定でも可)

#### **合格の取り消しに関する事項の明示**

試験に合格した者に対して、その合格を取り消す場合の条件とその処置方法が合理的理由をもって定められていること。 なお、その場合の決定機関、部署、責任者等が明記されていること。

#### **試験及び合格証取得者に関する記録の保管**

試験及び合格証取得者に関する記録の保管に関して、保管責任者・保管方法・保管期間・保管場所等を定めた規則等が定められていること。

#### **「認証基準第4項 予算及び財源に関する基準」に関するポイント**

**制度を維持し計画通りの運営を行うため、予算、財源及びそれらの執行に関して健全性及び透明性が確保されていること**

制度を維持し計画通りの運営を行うため、予算、財源及びそれらの執行に関して健全性及び透明性が確保されていることの説明が可能な、以下の書面を提出すること。

- ①直近の決算書（貸借対照表・損益計算書・財産目録）においては、安定的な経営の存続が可能な結果を示していること。
- ②向後3期分の試験制度の事業計画書では、受験予定者の見込み及び受験予定者の募集方法等が明記してあり、収支計画において事業の継続性が示されているもの。
- ③向後3期分の資金計画書では、安定的な資金調達方法とその返済計画が示されていること。
- ④透明性を重視した会計監査の規則が定められていること。
- ⑤予算及び決算の承認の方法が健全に実施される規則が定められていること。

別表－ 1

<p>皮膚科学 解剖生理学 心身生理学 運動生理学 衛生管理</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医師</li> <li>2. 歯科医師</li> <li>3. 薬剤師</li> <li>4. 獣医師</li> <li>5. 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校の卒業生であって、左記科目及び保健学に係る単位を履修した準学士、短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</li> <li>6. 日本エステティック機構が認めたエステティック課程を修了した者であって、エステティシャン養成施設において2年以上当該課目の指導実務経験又はエステティシャンとして3年以上の実務経験を有する者</li> </ol>
<p>栄養学</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医師</li> <li>2. 歯科医師</li> <li>3. 薬剤師</li> <li>4. 獣医師</li> <li>5. 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校の卒業生であって、栄養学に係る単位を履修した準学士、短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</li> <li>6. 日本エステティック機構が認めたエステティック課程を修了した者であって、エステティシャン養成施設において2年以上当該課目の指導実務経験又はエステティシャンとして3年以上の実務経験を有する者</li> </ol>
<p>化粧品学</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 薬剤師</li> <li>2. 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校の卒業生であって、薬学、化粧品学又は化学に係る単位を履修した準学士、短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</li> <li>3. 日本エステティック機構が認めたエステティック課程を修了した者であって、エステティシャン養成施設において2年以上当該課目の指導実務経験又はエステティシャンとして3年以上の実務経験を有する者</li> </ol>

救急法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医師</li> <li>2. 救急救命士</li> <li>3. 日本赤十字社が認定する救急員又は救急法指導員</li> <li>4. 応急手当普及員</li> <li>5. 日本エステティック機構が認めたエステティック課程を修了した者であって、エステティシャン養成施設において2年以上当該課目の指導実務経験又はエステティシャンとして3年以上の実務経験を有する者</li> </ol>
電気学 機器学	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校の卒業生であって、機械工学、電子工学又は電気工学に係る単位を履修した準学士、短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</li> <li>2. 日本エステティック機構が認めたエステティック課程を修了した者であって、エステティシャン養成施設において2年以上当該課目の指導実務経験又はエステティシャンとして3年以上の実務経験を有する者</li> </ol>
関連法規	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 司法試験法による司法試験に合格した者</li> <li>2. 司法書士法による司法書士試験に合格した者</li> <li>3. 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校の卒業生であって、法律学に係る単位を履修した準学士、短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</li> <li>4. 衛生行政に3年以上の実務経験を有する者</li> <li>5. 教員免許法又は教員免許施行法による高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭が免許された者</li> <li>6. 日本エステティック機構が認めたエステティック課程を修了した者であって、エステティシャン養成施設において2年以上当該課目の指導実務経験又はエステティシャンとして3年以上の実務経験を有する者</li> </ol>

<p>サロン経営学</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 学校教育法に基づく大学又は高等専門学校の卒業者であって、経済学、経営学又は会計学に係る単位を履修した準学士、短期大学士、学士、修士又は博士の学位を有する者</li> <li>2. 教員免許法又は教員免許施行法による高等学校の公民若しくは中学校の社会の教諭が免許された者</li> <li>3. 日本エステティック機構が認めたエステティック課程を修了した者であって、エステティシャン養成施設において2年以上当該課目の指導実務経験又はエステティシャンとして3年以上の実務経験を有する者</li> </ol>
<p>フェイシャル実技 ボディ実技 ワックス脱毛実技</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日本エステティック機構が認めたエステティック課程を修了した者であって、エステティシャン養成施設において2年以上当該課目の指導実務経験又はエステティシャンとして3年以上の実務経験を有する者</li> </ol>
<p>その他の課目</p>	<p>それぞれの課目を教授するに相当と認められる者</p>